

## 「会計年度」と財政民主主義 (I) — 近代イギリス予算制度の成立過程に即して —<sup>1)</sup>

佐藤芳彦

- I はじめに
- II 近代イギリス予算制度の成立：会計年度と議会の財政統制「循環」の成立
  - [A] 予算制度の完成形態 (III) からみて成立過程 (II-[B]) での必要な諸要件
    - [I] 予算審議面で完成形態に必要な諸要件
    - [II] 国庫制度面で完成形態に必要な諸要件 (以上, 本号)
  - [B] 近代イギリス予算制度の成立過程 (以下, 次号)
    - [序] 技術的事項
    - [I] 「名誉革命」前後期: 1640年代から1714年アン女王の死まで
    - [II] 重商主義期: 1714年ハノーヴァ朝成立から1815年ナポレオン戦争終結まで
    - [III] 古典的自由主義期: ナポレオン戦争終結から1873年「大不況」開始まで
- III 1871-72年度予算の審議過程：議会の財政統制の「循環」過程
  - [A] 予算の審議対象と編成
  - [B] 1871-72年度予算の審議過程
- IV おわりに

### I はじめに

#### (1) 問題関心

まず最初に、今回の講演の演題について簡単に言及しておきたい。演題として取り上げた「会計年度」に私に関心を持つに至ったきっかけは、NHKの総合TV番組で、1997年4月から毎週火曜日夜10:50から全国放送された「謎解き歳時記」の第1回目のタイトルである「年度初めはなぜ4月？」の作成のため、取材をうけたことである。日本で会計年度の初めが現在のよ

うに4月1日になった経緯、また日本と同じイギリスでそうなったのは何時で、何故か？、と。

担当のディレクターの女性から「何故か」という質問を受け、このような形で問題提起する女性の「感性」に改めて感心したのであるが、これが「会計年度」に関心をもった最初であ

---

1) 本稿は2003年10月4日、岩手大学で開催された2003年東北史学会・岩手史学会合同大会における筆者の「公開講演」を加筆修正したものである。本誌掲載にあたって、次のような方針で加筆したことを申し添えておきたい。①文体を講演調から論文調に改めたこと。蓋し、前者は文章が冗長になるのみならず、付け加えた注の部分の文章と調和しないうえ、筆者の思考様式になじまないからである。②時間の制約上、削除もしくは簡略化した部分は当初の草稿の形に復元したこと。③講演という発表形態の性質上言及することが出来なかった文献、史料、問題点などを注として付け加えたこと。

る。

今回、日本史関係者も多いこの学会で、「公開講演」の機会を与えられたので、日本の会計年度の制定のことをも視野にいれて、最初に制定したと思われるイギリスの会計年度について、本格的に研究を開始することにした。

## (2) 研究史上の問題点

研究を開始するにあたり、予め、わが国におけるイギリスの研究史について検討しておく必要があることは言うまでもない。対象を広げて近代イギリス予算制度ないし財政制度に関する研究史<sup>2)</sup>を整理すると、研究の多くは、その制度が完成した後の20世紀初頭の時点における制度、しかも国庫制度に関するものが中心であり、成立過程に関しては、2、3人の行政史家、とくに財務行政史家によるもので、しかも欧米の研究を紹介ないし解説した程度のものであるのみである。われわれ歴史学分野からの研究<sup>3)</sup>は市民革命期と18世紀末の時期に関するもののみであり、市民革命期から19世紀の完成期までを通した本格的研究はないようである。ましてや「会計年度」制定に関する研究は、管見の限りでいえば、わが国は勿論、欧米においても全くない状態である<sup>4)</sup>。

しかし、研究史的には研究が欠落しているとしても、「会計年度」の制定の経緯を調べてみると、それは単に会計上の技術的問題ではなく、イギリスの「国制」constitutionと「統治」governmentに関わる問題であることが明らかとなる。つまり、一方では、名誉革命後の「立憲君主制」による統治、他方では、それに対するその後の選挙法改正等による議会制民主主義の進展、この両者の結果として制定されてくる。従って、「会計年度」の制定過程は、すぐれて

2) 予算制度、とりわけ国庫制度の全体像についての研究は、主として財政実務家によるものであり、戦前の研究としては、鈴木庫太郎『英国国庫制度調査』日本銀行、1907年；内池廉吉『英国の会計制度』（其一）（其二）『国民経済雑誌』28-3、4、1920年；石黒利吉『英国予算制度論』九州社、1924年；大蔵省主計局『1 英国議会制度概要〔野木寛稿〕、2 英国予算制度の法制—金銭法案解説〔原純夫稿〕』大蔵省主計局、1934年など、また戦後の研究としては、国立国会図書館調査立法考査局『米・英・仏・財政制度概要』（国調立資料 B50）、1949年；平井龍明『イギリスノ予算制度』港出版、1950年；大蔵省主計局総務課『英国予算（第1部予算制度）』、1961年；大蔵省主計局総務課『英国予算（第2部予算の内容、第3部予算法規）』、1962年などがある。

予算制度に関するより限定された研究対象である大蔵省統制についての研究は、主として行政史ないし財務行政史家によるものであり、小島昭「大蔵省統制の形成とその論理的展開—英国における大蔵省・各省関係を中心にして—」（辻清明編『現代行政の理論と現実』勁草書房、1965年、所収）；大河内繁男「英国における大蔵省統制の展開過程」（1）（2）（3）（4）（5）『国家学会雑誌』82巻9・10、11・12、83巻7・8、9・10号、1969年；西山一郎「19世紀中葉における大蔵省統制の実態について」『経済論叢〔香川大学〕』47-4・5・6、1975年；西山一郎「イギリスにおける19世紀の大蔵省統制」（大川政三・石弘光編『財政学研究』春秋社、1976年、所収）などがある。

また予算制度の法律学ないし憲法学的研究としては、小嶋和司「イギリスにおける財政体制および国政体制の成立」（同『日本財政制度の比較法史的研究』[1962年学位論文]、信山社、1996年、所収）；吉田善明「研究ノート イギリスにおける内閣の Estimate 提出から Appropriation Act および Finance Act の制定まで」『法律論叢〔明治大学〕』39-4・5・6 合併号、1966年；安澤喜一郎「イギリスの予算制度」（同『予算制度の憲法学的研究』成文堂、1974年、所収）などがある。

3) 市民革命期については、とりわけ、長谷田泰三『英国財政史研究』勁草書房、1951年に所収の諸論文、また18世紀末期については、山根誠一郎「研究ノート 18世紀イギリスの戦争と財政」、『経済学論集〔筑波大学〕』第2号、1978年；金子勝「[1780-87年の]『自由主義』的行政財政改革の形成」（1）（2）『社会科学研究〔東京大学〕』34巻2・3号、1982年など。なお、20世紀初頭の完成形態に関する比較的最近の研究としては、吉岡昭彦「近代イギリス予算制度の特質—19世紀後半～20世紀初頭を対象として—」『西洋史研究』16輯、1987年；拙稿「イギリス予算制度と1911年『国会法』の成立」『アルテス・リベラレス（岩手大学人文社会科学部紀要）』41号、1987年がある。

「財政民主主義」の進展過程を表示するものであり、このような基礎的視角からの本格的研究が必要であるといえるのである。

### (3) 課題と構成＝順序

このような問題関心と基礎的視角から、この講演では、演題として記載したように、イギリスにおける「会計年度」制定の基本的経緯とその歴史的意味を、「財政民主主義」の進展如何という視角から、具体的には「近代イギリス予算制度の成立過程」に即して、論じていきたい。

構成＝順序としては、次の第II節で予算制度の成立過程について、そして続く第III節では、成立し完成した予算制度の形態について、特に予算の審議過程について論じ、最後に、イギリスの地方レベルでの会計年度、そして特に日本の会計年度の制定の経緯について簡単に論及することにしたい。

## II 近代イギリス予算制度の成立：会計年度と議会の財政統制「循環」の成立

### [A] 予算制度の完成形態 (III) からみて成立過程 (II-[B]) での必要な諸要件

本節で近代イギリス予算制度の成立過程を検討するに先立ち、予め指摘しておきたいことの1つは、本節を大きく[A]と[B]にわけ、とりわけ[A]の項目をいれた理由である。

それは、予算制度の成立過程を論じる場合、特にイギリスのように、歴史的に他の国の先例に依拠することがほとんど全くなく、すべてを自ら、経験的に、時間をかけて漸進的に進展させてきた国における成立過程を論じる場合、その過程は非常に複雑で錯綜していること、そのためそれを論じるには、むしろ完成形態に即して、そのような完成に至る過程で必要となる諸要件を予め、かなり立入って指摘し、その後、それらの成立過程を年代順に、論じることがよりよいと判断したからである。これが、[A]として、「予算制度の完成形態 (III) からみて成立過程 (II-[B]) で必要な諸要件」という項目をいれた理由である。

---

4) わが国における研究状況は、欧米におけるそれをほぼ反映しているのであるが、欧米における研究として、財政制度全体に関するものとしては、H.Higgs, *Financial System of the United Kingdom*, London, 1914; E.H.Young, *The System of National Finance*, 2nd edn., London, 1924; W.F. Willoughby, W.W. Willoughby, S.M. Lindsay, *The System of Financial Administration of Great Britain: A Report*, New York, 1922. など。

大蔵省統制に関するものとしては、Lord Bridges, *The Treasury*, London, 1964; M. Wright, *Treasury Control of the Civil Service, 1854 - 1874*, 1969; do., "Treasury Control 1854-1914", in G. Sutherland (ed.), *Studies in Growth of Nineteenth Century Government*, 1972; H. Roseveare, *The Treasury: The Evolution of a British Institution*, London, 1969; do., *The Treasury 1660 - 1870: The Foundations of Control*, 1973. などがある。

財政の憲法学的研究としては、周知の F.W. Maitland, *The Constitutional History of England*, Cambridge, 1908, 小山貞夫訳『イングランド憲法史』創文社, 1981年. などがある。

加えて、議会の財務手続き、及び財政統制に関しては、Sir T.E. May, *A Treatise on the Law, Privileges, Proceedings and Usage of Parliament*, London, 1906; A.J.V. Durell, *The Principles and Practice of the System of Control over Parliamentary Grants*, London, 1917; G.F.M. Campion, *An Introduction to the Procedure of House of Commons*, London, 1929; B. Chubb, *The Control of Public Expenditure: Financial Committees of the House of Commons*, Oxford, 1952; P. Einzig, *The Control of the Purse: Progress and Decline of Parliament's Financial Control*, London, 1959; G. Reid, *The Politics of Financial Control: The Role of the House of Commons*, London, 1966. などがある。

表1 1871-72年予算の審議過程：基本原理「国王は金銭を要求し、庶民院はそれを譲与し、また貴族院はその譲与に同意する。」

| 月・日<br>(曜日) | 審議事項        |               | 議出関係予算                                       |                                                                                                           | 議入関係予算     |            |
|-------------|-------------|---------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|
|             | 審議場所<br>本会議 | 審議項目          | 庶民院<br>本会議                                   | 貴族院<br>本会議                                                                                                | 庶民院<br>本会議 | 貴族院<br>本会議 |
| 2・9 (木)     |             | 委任文動議 勅語      |                                              |                                                                                                           |            |            |
| 2・10 (金)    |             | 委任文動議 勅語      |                                              |                                                                                                           |            |            |
| 2・13 (月)    |             | 女王喜信(王女支給金要求) | 未次(A)                                        | 海軍予算提出<br>陸軍予算提出                                                                                          |            |            |
| 2・16 (木)    |             |               | 決議, £6,000の王女年金                              | 1870-71年度民事追加予算提出(£211,642)                                                                               |            |            |
| 3・13 (月)    |             |               | 決議, £30,000の婚姻特参金                            | 1870-71年度収入部局追加予算提出(£148,265)                                                                             |            |            |
| 3・16 (木)    |             |               |                                              | 1869-70年度民事超通明細書提出(£63,973 3s. 4d)                                                                        |            |            |
| 3・20 (月)    |             |               |                                              | 1870-71年度Greenwich病院及び学校追加予算(£8,700)                                                                      |            |            |
| 3・21 (火)    |             |               | 決議, 民事(追加) [£211,642]                        |                                                                                                           |            |            |
| 3・22 (水)    |             |               | 決議, 収入部局(追加) [£148,265]                      |                                                                                                           |            |            |
| 3・23 (木)    |             |               | 決議, 民事(不戻) (£63,973 9s. 11d)                 |                                                                                                           |            |            |
| 3・24 (金)    |             |               | 決議, 1870-71年度Greenwich病院及び学校追加予算(£8,700)     |                                                                                                           |            |            |
| 3・25 (土)    |             |               | 決議, £462,580 9s. 11d.)                       |                                                                                                           |            |            |
| 3・27 (月)    |             |               | 決議(地上軍の数は135,047人を超えない等)<br>(1)給料等£5,411,900 | 統合資金(£462,580 9s. 11d.)法案上程<br>同上, 第2 院会通過                                                                |            |            |
| 3・28 (火)    |             |               | 決議, 兵員数61,000人等<br>決議(1)給料等£2,693,336        | 同上, 全院委員会同意<br>統合資金(£5,411,900)法案上程<br>民事[収入部局]予算提出<br>収入部局(内金議定費)予算提出(£70,000)                           |            |            |
| 3・29 (水)    |             |               |                                              | 同上(£462,580 9s. 11d.)法案, 第3 院会通過<br>同上(£5,411,900)法案, 第2 院会通過<br>同上(£5,411,900)法案, 全院委員会同意<br>同上, 第2 院会通過 |            |            |
| 3・30 (木)    |             |               |                                              | 統合資金(£462,580 9s. 11d.)法案上程<br>同上, 第3 院会通過<br>統合資金(£5,411,900)法案上程<br>同上, 第2 院会通過                         |            |            |
| 3・31 (金)    |             |               |                                              | 統合資金(£462,580 9s. 11d.)法成立(34 Vict. c.6)<br>統合資金(£5,411,900)法成立(34 Vict. c.7)                             |            |            |
| 4・17 (月)    |             |               | 内金決議, 民事£1,786,100                           |                                                                                                           |            |            |
| 4・20 (木)    |             |               | 内金決議, 収入部局£70,000                            |                                                                                                           |            |            |
| 4・21 (金)    |             |               | 決議(2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)                |                                                                                                           |            |            |
| 4・26 (水)    |             |               |                                              | 財政海説<br>第1決議(マツチ消費税)<br>マツチ法案上程<br>同上法案撤回                                                                 |            |            |
| 5・1 (月)     |             |               | 決議(2) (5)                                    | [修正]演説<br>決議(所得税)<br>所得税法案上程(5/11撤回)                                                                      |            |            |
| 5・4 (木)     |             |               |                                              | 決議(未関税)                                                                                                   |            |            |
| 5・8 (月)     |             |               |                                              | 関税・所得税法案上程                                                                                                |            |            |
| 5・11 (木)    |             |               |                                              |                                                                                                           |            |            |

|          |  |  |  |  |  |  |  |  |                |
|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|----------------|
| 5・12 (金) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 5・15 (月) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 5・17 (水) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第3就会通過     |
| 5・18 (木) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第3就会通過     |
| 5・19 (金) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2, 第3就会通過 |
| 5・22 (月) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第3就会通過     |
| 5・25 (木) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2, 第3就会通過 |
| 5・26 (金) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 6・1 (木)  |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 6・7 (水)  |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第3就会通過     |
| 6・16 (金) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第3就会通過     |
| 6・19 (月) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2, 第3就会通過 |
| 6・20 (火) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2, 第3就会通過 |
| 6・21 (水) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2, 第3就会通過 |
| 6・23 (金) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2, 第3就会通過 |
| 6・26 (月) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2, 第3就会通過 |
| 6・27 (火) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2, 第3就会通過 |
| 6・30 (金) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2, 第3就会通過 |
| 7・10 (月) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2, 第3就会通過 |
| 7・11 (火) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2, 第3就会通過 |
| 7・12 (水) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2, 第3就会通過 |
| 7・13 (木) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2, 第3就会通過 |
| 7・14 (金) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2, 第3就会通過 |
| 7・17 (月) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 7・18 (火) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 7・20 (木) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 7・24 (月) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 7・28 (金) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 7・31 (月) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 8・7 (月)  |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 8・8 (火)  |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 8・9 (水)  |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 8・11 (金) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 8・12 (土) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 8・14 (月) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 8・15 (火) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 8・16 (水) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 8・17 (木) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 8・18 (金) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 8・19 (土) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |
| 8・21 (月) |  |  |  |  |  |  |  |  | 同上, 第2就会通過     |

[ Hansard's Parliamentary Debates. の関係箇所より作成。]

予め指摘しておきたいもう1つは、このような判断から予算制度について、必要な諸要件を指摘しようとする場合、相互に関連する2つの側面があるということである。

その1つは、議会、具体的には、納税者を代表する「庶民院」House of Commons による予算の審議過程において、審議の機構と対象及び手続が構築されてくる側面（以下、予算審議面）である。2つ目は、議会の審議との関連では、いわばその前提である国庫制度において、統一的な国庫が成立し、その運用が規定され、さらに議会がそれを統制しうるようにその決算書等が議会に提出され審議を受けるようになる側面（以下、国庫制度面）である。

予め結論的にいえば、この2つの側面が同時に、しかも漸進的に進展し、1860年代末にイギリスの近代的予算制度、内容的に言えば、予算の編成、審議、執行、決算と検査という過程で、納税者を代表する「庶民院」による財政「統制の循環」circle of control<sup>5)</sup>過程が成立し、またこのようなものとして「財政民主主義」が成立してくるのである。

そこで、この2つの側面のそれぞれについて、完成形態に即して、そのような完成に至る過程で必要な幾つかの要件を、立入って指摘することにしたい。

#### [I] 予算審議面で完成形態に必要な諸要件

まず、予算審議の面で完成形態に必要な諸要件を、表1「1871-72年予算の審議過程」に即して指摘しておきたい。

##### (1) 予算審議の基本原則

第1点目は、表1の冒頭に記載したように、予算審議の基本原則として、メイ Sir Thomas Erskine May の言葉で表現すると、「国王は金銭を要求し、庶民院はそれを譲与し、また貴族院はその譲与に同意する」The Crown demands money, the Commons grant it, and the Lords assent to the grant.<sup>6)</sup>という原理が成立し貫徹してくることである。（この原理のもとで、国王に象徴される「立憲君主制」と庶民院に象徴される「議会制民主主義」とが見事なほどに結合されてくる。まさに「古い革袋に新しい酒を盛る」ことの典型的な例といえる。）

つまり、国王ないしその大臣である内閣のみが「統治」に必要な金銭を要求するように、庶民院が予算の「発議権」initiativeを国王に限定してくること。さらに、庶民院は「貴族院」House of Lordsとの関係では、予算審議の「先議権」をもち、貴族院に優越してくること<sup>7)</sup>である。後述するように、このような要件が、「名誉革命」前後期に基本的に成立し、その後、漸次的に強化されてくるのである。

##### (2) 予算審議の機構

第2点目は、表1の庶民院の欄の下に記載したように、予算審議の機構として、庶民院に、本会議とは異なる「議定費委員会」Committee of Supplyと「財源委員会」Committee of Ways and Meansが成立し、その両機能が分化してくることである<sup>8)</sup>。その主たる理由は、本会

5) *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CLXXXI,1373; B.Chubb,*op.cit.*,p.6; H.Roseveare, *The Treasury 1660-1870*,p.68.

6) メイはさらに続けて言う、「しかし、庶民院は、金銭を議決しない、もしもそれが国王によって必要とされないならば；また庶民院は、諸税を賦課もしくは増加しない、もしもこのような課税が、国王によってその国制上の助言者達 [=大臣達] を通して明言されたような、国務のために必要でないならば」と。Sir T.E.May, *op.cit.*,p.545.

7) Cf. G.F.M.Campion, *op.cit.*,pp.24-25; G.Reid, *op.cit.*,p.35ff.

8) Cf. G.F.M.Campion, *op.cit.*,pp.25-26; G.Reid, *op.cit.*,p.45.

議で議長席にすわる議長は、従来、国王の影響力を受けていたので、予算審議の場合に、国王の影響力を受けないようにするためである。そのため、議長を退席させ、代わりに委員長席に委員長が座り、同じ議場を「全院委員会」Committee of the whole Houseとして審議するものとして、「革命」前後期にこの2つの委員会が成立し、その後18世紀末に、(後述する)議定費を審議する議定費委員会、また財源を審議する財源委員会として、その機能が分化し強化されてくるのである。

### (3) 予算審議の対象

第3点目は、予算審議の対象として、歳出関係予算では、表1の庶民院の「本会議」欄の下に記載したように、「海軍予算」Navy Estimates, 「陸軍予算」Army Estimates, 「民事[・収入部局]予算」Estimates for Civil Services, 更にそれらに加えて、それらとは別に「民事(内金議定費)予算」, および「収入部局(内金議定費)予算」が提出されてくることである。「革命」期に、このような歳出予算が提出され始め、漸次的に全部局に拡大されてくる。また民事予算について、このような「内金議定費」Votes on Account 予算が別個に提出されてくるのが特徴的であるが、その理由は後述する。

また歳入関係予算では、表1の右側の庶民院の「財源委員会」における「財政演説」Financial Statementで提案されてくる。このように歳出予算と歳入予算がいわば別個に提出・提案されてくることが、特にわが国の場合<sup>9)</sup>との対比で、特徴的であるといえる。

### (4) 審議対象たる予算の提出時期

第4点目は、審議対象たる歳出関係予算の提出の時期について、表1の提出期日から明らかであるように、これらの予算書はすべて、3月31日以前に提出されてくることである。その理由は、結論的にいえば、新たな会計年度が4月1日から始まるからであるが、それ以前の会計年度は1月5日に終わり、1月6日に開始していた<sup>10)</sup>。何故そのように変わったのかについては、本講演の主題であるので、のちに詳述したい。

また歳入関係予算の場合、「財政演説」(通称、予算演説 Budget Speech)は、表1からも明らかであるように、通常、4月1日に新たな会計年度が開始した後に、行われるのであるが、その理由についても後述する。

### (5) 予算の立法化と「割当法」での「割当」の意味

表1で、5月25日に歳入関係予算が「1871年関税・所得税法」The Customs and Income Tax Act, 1871 (34 Vict.c.21.)として立法化<sup>11)</sup>され、そして予算審議の最後の日の8月21日に

9) 因みに、「財政法」第14条はわが国の一括した「歳入歳出予算」について規定する、「歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならない」と。

10) Cf. H.Higgs, *op.cit.*,p.1; A.J.V.Durell, *op.cit.*,p.17.

11) なお、歳入関係予算欄で、8月21日に成立する「関税・内国税収入法」Customs and Inland Revenue Act(34 & 35 Vict.c.103)は、その正式名称たる「関税及び内国税収入に関連する法律を修正する法律」が示すように、「1871年関税・所得税法」成立にともない、関税と内国税に関連する法律を修正するだけのいわば技術的な法律である。

12) このような歳出・歳入予算それぞれの立法化=法定主義は、わが国の予算が単なる「議決」のみで成立するのは対照的である。因みに「日本国憲法」第86条は「予算」について規定する、「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない」と。

歳出関係予算が「1871年割当法」The Appropriation Act,1871 (34 & 35 Vict.c.89.)として立法化されていること<sup>12)</sup>、このことを確認した上で、注目しておきたい第5点目は、この「割当」appropriationの意味についてである。

表2は「1871年割当法」の「別表」を表示したものであるが、本表に即していえば、その(1)「概要」に続く(4)「海軍」費や(5)「陸軍」費の場合、全体の金額を、1から17、あるいは26という番号のついた項目、これを「項」Voteと呼ぶのであるが、この項に「割当」てることである。また(6)以下の「民事」費の場合には、予め、大きく、いくつかの「款」Classに区分し、その上でさらに「項」に「割当」てることである。しかも、その場合、各「項」の金額を「超えない金額」Sums not exceedingとして、つまりわが国におけるように一定の金額そのものではなく、限度額としてのみ割当ていることに留意しておきたい<sup>13)</sup>。

この「項」は予算書の段階から、審議、執行、さらに最後の検査まで一貫して予算の基本的単位であり、その「項」間での「費目流用」Virementは、民事費の場合には出来ない。陸海の軍事費の場合、出来るが、その場合には、「大蔵省の承認」が必要である<sup>14)</sup>。

このような「割当」は、後述するように、「革命」前後期に、本格的に導入され始め、以後、漸次的に全部局の予算に拡大されてくるのである。

#### (6) 割当法での「年度の間に支払う」との限定

最後の6点目は、この「割当法」について、もう1つ、同じ表2の(4)から(13)の海軍、陸軍、民事、収入各予算の最初の1行目に記載されているように、「年度の間に支払う」in course of payment during the yearと限定されてくることである。後述するように、以前には、このような期間的な限定がなく、単に「役務のため」for the Serviceに支払うと記載されるのみであり<sup>15)</sup>、そのため支払いが年度を超えるという状態であった。第1次選挙法改正以後、このような限定がされてくるのである。

以上は議会における予算審議に関する要件であるが、予算が執行された後の決算審議に関する要件については、次の国庫制度と一緒に言及することにしたい。

#### [II] 国庫制度面で完成形態に必要な諸要件

次に、国庫制度の面で完成形態に必要な諸要件を、表3に表示した『1872年3月31日に終わる1871-72会計年度について、グレートブリテン及びアイルランド連合王国の国庫決算書』Finance Accounts of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, for the Financial Year 1871-72, ended 31st March 1872.に即して指摘しておきたい。

##### (1) 会計年度の規定の仕方

13) Cf. G.F.M.Campion, *op.cit.*,p.230.

14) Cf. H.Higgs, *op.cit.*,p.72.

15) *House of Commons Parliamentary Papers 1868-69*,Vol.XXXV, Public Income and Expenditure, Part II [366-I], Appendix 13. Explanatory and Historical Notices of the Several Heads of Public Income and Expenditure, included in the Preceding Accounts, from 1688 to 1869, and of Matters relating to these Financial Accounts, p.658. この報告書 Return は、その末尾 (p.733) に記載されているように、1866年7月24日における当時の大蔵大臣グラッドストーン W.E.Gladstone の要求により、最終的にはチザム H.W.Chisholm が1871年3月31日付で作成し提出したものであるので、以下では、*H.W.Chisholm's Return* と略記する。

まず第1点目は、会計年度の規定の仕方について、本表のタイトルが示すように「3月31日に終わる年度」と規定されていることである。何故、このように「終わる」年度で規定するのか、またそれは何を意味しているのかについて、のちに詳述する。この点は、日本の場合、周知のように、4月1日に「始まる」年度として規定していること<sup>16)</sup>と対照的であり、その場合の理由と意味についても後述したい。

## (2) 「国庫決算書」の議会提出

第2点目は、本表のタイトルが続いて示しているように『国庫決算書』Finance Accounts というものが毎年、議会で提出されてくることである。これは1802年の法律で規定されたのであるが、その場合、会計年度は1月5日に終わる年度であった。その後、最終的には、1854年の法律によって3月31日に終わる年度に変更されてくるのであるが<sup>17)</sup>、このような変更の具体的経緯については後述する。

## (3) 「国王の家計」の「国家の財政」への転換

この『国庫決算書』について、予め、確認しておく、表3(1)は、その「目次」であるが、その最初の項目たる「I. 国庫の受取と支出の全体の決算書、年度始めと終りの国庫残高とともに」を表示したものが、表3(2)の「1871-72年度における公的収入と支出、及びその他の国庫受取と支払：1872年3月31日に終る年度に国庫受取と支払の全体、及び年度開始と終了時の国庫残高を示す現金勘定」である。この長いタイトルが示しているように、「公的収入と支出」Public Income and Expenditure 及びその他の「国庫受取と支払」Exchequer Receipts and Payments が、「国庫残高」Balances in the Exchequer とともに、「現金勘定」Cash Account として提出されてくる。

この場合、表3(2)の年度初めと終りの「国庫残高」の欄を除き、上段、すなわち収入側の[II]の「国庫受取の収入」と支出側の[I]の「既定費のための支払」、及び[II]の「議定費のための支払」が、通常予算ないし一般会計の歳入と歳出に相当する項目であり、いずれも「純」netではなく「粗」grossの歳入・歳出額を表示している。しかし、従来は、徴税額から予め、収入部局の給与等の経費を控除し、その後の純額を国庫に納入していたため、その「純」額を表示していたことに留意しておきたい。

次に、この通常会計の下の網掛け線の下が、「欄外会計」under the line といわれる項目であり、内容的には支出側でいえば[III]は(「事業債 additional debt 起債による調達金」からの)いわゆる資本支出 capital expenditure の項目、それ以下の[IV]は国庫金の「貸付」Advances、国債である「有基債の償却」Redemption of Funded Debt 及び「一時的立替金の返却」Temporary Advances Repaid のような国庫金の資金繰り関係の項目である。加えて、この表3(2)の左右の末尾の総額が一致していること、つまり貸借対照化されていること、しかし従来はそうではなかったことにも留意しておきたい。

ところで、この『国庫決算書』は、国庫の、つまり国家の金庫の収支であるが、それ以前は、国家ではなく、国王のいわば家計の収支であり、従って歴史的にいえば、「国王の家計」を議会、

16) 因みに、「財政法」第11条は規定する、「国の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする」と。

17) Cf. H.Higgs, *op.cit.*,p.1; A.J.V.Durell, *op.cit.*,p.17.

とりわけ庶民院が漸次的にその審議・統制下に置きつつ、それを「国家の財政」に転換させてきたことの結果であるといえる。このような転換が注目しておきたい第3点目である。この過程で注目すべきことは、大別して3つの側面、すなわち、支出面、収入面、そして国庫金の取扱い面のそれぞれに関して、具体的には次の諸点である。

#### 1, 支出面

まず、表3(2)の右側の「公的支出とその他の支払の項目」に示されている支出面では、「[I] 既定費のための支払」と「[II] 議定費のための支払」に関連して。

##### ① 「王室費」の譲与, 1830年「王室費」と民事費の分離完成

1つ目は、「[I] 既定費のための支払」の中で、「王室費」Civil Listの名目で、議会在一定の金額を国王に譲与してくることである。これは、後述するように、「革命」前後期に始まったのであるが、その場合、このような「シビル・リスト」の名目で、その中には、その下段に記載されている「年金」Annuitiesや「給与」Salaries, さらに「[II] 議定費のための支払」の中の「種々民事費」Miscellaneous Civil Servicesの費用をも含めて、平時における国王の支出全体をカバーするもの(いわば「文政費」として、譲与した。その後、議会は国王の即位の時に、この名目で国王の支出の総額を決定して譲与してくる。

そして次第に、このような「シビル・リスト」の項目から民事的費用を分離させて、議会の審議事項にし、最後には、1830年の国王即位の時に、それを国王の家計と王室維持のためのみの費用に、つまり文字通り「王室費」に限定し、それを民事費と分離することになるのである<sup>18)</sup>。(議会の支出統制面からいえば、この意味でこの1830年時点で最終的に「国王の家計」から「国家の財政」に移行したと看做しうる。)

##### ② 支出の「既定費」と「議定費」への2区分

2つ目は、このような移行過程と平行しつつ、厳密に「公的支出」Public Expenditureと呼ばれる部分の2大区分として、[I]の「既定費」Consolidated Fund Servicesと[II]の「(毎年)議定費」(Annual)Supply Servicesの区分がなされてくることである。前者の「既定費」とは1度、制定法で決めると毎年の審議を要せずに出す費目、後者の「議定費」は毎年、議事に各局別に「歳出予算」を提出させて審議し、法律で議定する必要がある費目である。後述する1787年の「統合国庫資金」Consolidated Fundの成立以降、この名称で呼ばれてくるのであるが、それはそれぞれが支払われる資金、すなわち前者は「統合国庫資金」、後者は「毎年議定費」であることに由来している<sup>19)</sup>。(こうして、議会は支出面で審議対象を「議定費」に限定しつつ、毎年、集中的に審議してくるのである。)

#### 2, 収入面

他方、表3(2)の左側の「公的収入とその他の受取の項目」に示されている収入面では、特に「[II] 国庫受取の収入」に関連して。

##### ① 税収面で国王の大権にもとづく課税賦課の破棄

1つ目は、「関税」その他のいわゆる税収面において、国王の大権 prerogativeにもとづく金銭要求、端的に課税賦課が、「名譽革命」期までに破棄されてくることである<sup>20)</sup>。

##### ② 税外収入面で「王領地」収入等の放棄

2つ目は、税収以外のいわゆる税外収入のうち、「王領地(純収入)」Crown Lands (Net)

18) Cf. B.Chubb, *op.cit.*,p.10.

19) *H.W.Chisholm's Return*, p.511; H.Higgs, *op.cit.*,p.19.

20) Cf. G.Reid, *op.cit.*,p.53.

も、1760年の国王即位の際に、国庫に放棄され、その結果、このように国庫の収入として記載されてくることである<sup>21)</sup>。

### ③ 1860年代の完成期に税の「毎年税」と「永久税」への2区分

3つ目は、税金について、議会の審議との関連では、1860年代の完成期になると、税について2つの区分、すなわち、1つは1年間を限度として賦課し、議会が毎年審議する「毎年税」annual tax、他は毎年の審議を要しない「永久税」permanent taxの2つに区分されてくることである。毎年税には2つあり、直接税からの「所得税」—これが1857年から—、及び間接税からの「茶関税」—これが1863年から—である<sup>22)</sup>。このような「毎年税」のみが毎年議会で審議されることになる。(こうして、議会は収入面でも審議対象を「毎年税」に限定しつつ、毎年、集中的に審議してくるのである。)

### ④ 「国債」発行と「イングランド銀行」創設

4点目として「欄外会計」について言えば、支出側の「既定費」の主要部分をしめる「有基債利子」Interest of Funded Debtが示唆するように、当時多額のいわゆる「国債」National Debtが発行されていたのであるが、このような「国債」も、従来の国王の借入に代わり、「革命」期に創設され、またそれとの関連で「イングランド銀行」Bank of Englandも創設されてくることに留意しておきたい<sup>23)</sup>。

## 3. 国庫金取扱い面

以上の支出面と収入面に加えて、最後に、このような国庫金の取扱い面について。

### ① 「統合国庫資金」の設立

まずこのような国庫金の記帳様式についていえば、1688年の「名誉革命」以来、ほぼ100年間、すべての税について、特定の税収入が直接的に特定の支出項目の支払いに割当られ、それぞれ別々の会計項目の下で記帳されていた<sup>24)</sup>のであるが、1787年の法律によって「統合国庫資金」が設立され、本格的に統合化されてくること、これが1つ目である。

### ② 国庫金の1834年イングランド銀行預託と「国庫勘定」

次に国庫金の保管場所についていえば、元々国王の「財務府」Exchequerで取扱っていたが、18世紀末の産業革命とともに銀行業が発達したので、表3(2)の収入側の最初と支出側の末尾の「国庫残高」欄に記載されているように、1834年から、「イングランド銀行」と「アイルランド銀行」に預託され、そこで、1つの「国庫勘定」The Account of Her Majesty's Exchquerとして取扱われてくること<sup>25)</sup>、これが2つ目である。

### ③ 国庫金運用の1866年法による規定

3つ目は、国庫金運用上、必要となる資金繰りに関することである。表3(2)の収入面では「[III] その他の国庫受取」の最後の項目である「一時的立替金の受取」Temporary Advances Received、他方、支出面では「[IV] その他の国庫支払」の最後の項目である「一時的立替金の返済」に記載されているように、国庫金の運用上で不足する場合、具体的には2つあ

21) Cf. G.F.M.Campion, *op.cit.*,p.24.

22) H.W.Chisholm's *Return*,p.520; S.Buxton, *Finance and Politics; An Historical Study. 1788-1885*, Vol.II, London,1888,p.378; S. Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England:From the Earliest Times to the Present Day*,Vol.Four:*Taxes on Articles of Consumption*,Reprints of Economic Classics, New York,1965,p.227.

23) Cf. Lord Bridges, *op.cit.*,p.66.

24) H.W.Chisholm's *Return*, p.327.

25) H.W.Chisholm's *Return*, pp.345-346.

り、1つは、「議定費」が不足する場合には毎年の「割当法」に基づいて、また2つめは、「既定費」での国債利子のように四季支払日 Quarter Days 毎の支払いの際に不足する場合には、後述するように、1866年の法律に基づいて、「イングランド銀行」から借入れ、年度内に返済することも規定されてくる<sup>26)</sup>。従って国庫制度の面で、この1866年の法律は予算制度の完成を示すことになるはずである。

(4)「既定費決算書」と「割当決算書」の提出、会計検査後、庶民院の「決算委員会」での審査等の1866年法による規定

最後に注目しておきたいことは、このような「国庫決算書」以外の決算書と決算審議に関することである。

この「国庫決算書」は、国庫金、つまりイングランド銀行における「国庫勘定」の決算書であるが、この決算書の他に、この「国庫勘定」から支出されたのちに、最終的に支払われた時点で決算書として、「既定費」については「既定費決算書」Annual Accounts of Issues for Consolidated Fund Services が毎年大蔵省で作成され、議会に提出される。また財政統制の点でより重要な「議定費」については、歳出予算の割当に対応して「割当決算書」Annual Accounts of the Appropriation of Public Money, or Appropriation Accounts が1832年以降、海軍省等の各部局で作成され、さらに、それが「会計検査院」Board of Audit で会計検査されたのち、その検査報告書とともに、庶民院に提出され、そして庶民院で毎年設置される「決算委員会」Public Accounts Committee で検査され、その報告書が庶民院に提出されることになる。

このような検査過程についても、最終的には1866年の法律で規定されてくる<sup>27)</sup>。従って、この1866年の法律は、予算の最終的審議たる決算書の検査の点でも、予算制度の完成を示すことになるはずである。

以上の諸要件が、「名誉革命」前後期以来、1860年代の完成期に至る間に成立してくるのであるが、その過程を論じる場合、それぞれの要件別に論じると、それ自体は理解し易い反面、それらの相互関係や、それらの相互の歴史的段階的展開とその意味は理解し難くなるので、以下では、それらを相互に関連づけつつ、クロノロジカルに論じていきたい。(次号に続く。)

---

26) 「国庫及び会計検査院法」Exchequer and Audit Departments Act(29 & 30 Vict.c.39), s.12.

27) Exchequer and Audit Departments Act, s.21ff.



表2 (5) 別表(B.) — IV部。

## 陸軍。

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うであろうところの、ここで特に言及される陸軍の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち：

| No.                                          | 超えない金額 (£) |
|----------------------------------------------|------------|
| 1 国内・海外(インド除く)での地上軍の参謀本部及び連隊の給与、手当て及び費用のため   | 5,411,900  |
| 2 典礼のため                                      | 46,400     |
| 3 軍法のため                                      | 28,900     |
| 4 医療施設及び医務のため                                | 248,300    |
| 5 民兵給与・手当てのため                                | 957,300    |
| 6 義勇騎兵団のため                                   | 81,700     |
| 7 義勇兵団のため                                    | 485,700    |
| 8 陸軍予備役軍(兵籍年金受給者含む)のため                       | 129,200    |
| 9 統制の施設、給与等のため                               | 374,300    |
| 10 軍隊の糧食、馬糧、燃料と照明、展開等のため                     | 1,735,600  |
| 11 衣類の施設、業務及び支給のため                           | 878,300    |
| 12 地上・海上軍務のための軍事その他備品の支給、製造及び修理(製造部局施設含む)のため | 1,815,800  |
| 13 国内・海外での工事、建設、修理の監督施設及び支出のため               | 983,800    |
| 14 軍事教育のため                                   | 139,700    |
| 15 雑務のため                                     | 43,300     |
| 16 陸軍の行政のため                                  | 194,000    |
| 17 卓越した軍務に対する報酬のため                           | 27,400     |
| 18 将官の給与のため                                  | 72,800     |
| 19 限定・退職将官の満額給、半給、及び満額・半給将校任命辞令の購入のため        | 543,600    |
| 20 寡婦年金及び特別手当のため                             | 155,200    |
| 21 負傷将官の年金及び手当のため                            | 19,900     |
| 22 Chelsea 及び Kilmainham 病院、及び同院内年金受給者のため    | 33,900     |
| 23 Chelsea 病院の院外年金受給者等のため                    | 1,262,900  |
| 24 老齢退職手当等のため                                | 162,900    |
| 25 民兵、義勇騎兵団及び義勇兵団の非実効的軍務のため                  | 18,900     |
| 26 陸軍将校職購買委員会の施設、及びそれによる支出のため                | 603,000    |
| 陸軍総額                                         | 16,454,700 |

表2 (6) 別表(B.) — V部。

## 民事-I款(公共事業と建築)

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うであろうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち：

| No.                                                                            | 超えない金額 (£) |
|--------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1 王宮の維持と修繕のため                                                                  | 42,072     |
| 2 王立公園及び悦楽花園のため                                                                | 101,451    |
| 3 グレートブリテンの公的建築物・記念碑の維持と修繕、給水、公的部局の一時的設備用家賃及び附随費用のため                           | 132,017    |
| 4 グレートブリテンの公的部局での家具の供給と修繕のため                                                   | 14,000     |
| 5 ウェストミンスターでの新宮殿用地の購入のため                                                       | 79,650     |
| 6 国会議事堂の建築物のため                                                                 | 30,578     |
| 7 ダウニング街での内務・植民地大臣、救済法委員会等の執務室建築のため                                            | 80,000     |
| 8 ウェストミンスターの参事会会議場の修理と修復のため                                                    | 1,500      |
| 9 スコットランドの州裁判所の裁判所又は執務室を建設、改善、維持する費用の半分のため                                     | 14,583     |
| 10 国立絵画館の拡大事業のため                                                               | 27,000     |
| 11 グラスゴー大学の建築物の補助金のため                                                          | 20,000     |
| 12 エディンバラの産業博物館の拡大のため                                                          | 12,000     |
| 13 種々の学識団体の占有のため、バーリントンハウスの両翼面の敷地と中庭の一部に新建築物の建築のため                             | 40,000     |
| 14 郵政庁と内国歳入庁で一定の事業と建築物を建築し維持するため、また両庁に関連する他の事業のため                              | 150,995    |
| 15 大英博物館の建築物の維持、家屋敷賃料、家具支給及び附随費用のため                                            | 5,170      |
| 16 州裁判所の新建築物、裁判所の維持、家具・燃料等の支給及び附随費用のため                                         | 48,460     |
| 17 科学芸術部局の新建築物のため                                                              | 56,047     |
| 18 連合王国の測量、アイルランドの測量改訂、アイルランド土地裁判所用地図、地図公表、及び地理的測量の印刷のため                       | 128,700    |
| 19 商務省下の一定の港の建設のため                                                             | 67,993     |
| 20 ポートランド港での事業と費用のため                                                           | 600        |
| 21 首都消防隊の設立と維持への提出のため                                                          | 10,000     |
| 22 救貧及びその他一定政府財産関連目的のための地方査定補助提出のため、及び政府財産への地方税請求の調査と関連する給与と費用、又は地方税の代わりに提出のため | 36,223     |
| 23 ウェリントン記念碑のため                                                                | 4,000      |
| 24 自然史博物館の建設のため                                                                | 40,000     |
| 25 アイルランドの公共事業委員会の幾つかの公的建築物の建築、修繕と維持のため                                        | 155,465    |
| 26 アルスター運河事業の復旧のため                                                             | 5,226      |
| 27 海外の一定の灯台の維持と修繕のため                                                           | 18,310     |
| 28 海外大使館邸の維持と修繕のため                                                             | 2,800      |
| 29 コンスタンチノーブル、中国、日本、テヘランでのイギリス大使館邸、礼拝堂、領事館邸等のため                                | 54,415     |
| 30 ロンドン大学のための建築物の建築のため                                                         | 2,320      |
| 31 新裁判所と執務室の敷地購入、建築物建築及び他の費用のため                                                | 98,299     |
| 32 Anstruther 港の完成のため                                                          | 7,000      |
| 民事、I 款の合計                                                                      | 1,486,874  |

表2(7)別表(B.)— VI部。  
民事-II2款(民事諸部局の給与と費用)

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うであろうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち:

| No.                                                                          | 超えない金額 (£) |
|------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1 貴族院事務室の給与と費用のため                                                            | 45,054     |
| 2 庶民院事務室の給与と費用のため                                                            | 50,082     |
| 3 大蔵省部局の給与と費用のため                                                             | 54,964     |
| 4 内務大臣部局及び附属事務室の給与と費用のため                                                     | 88,430     |
| 5 外務大臣部局の給与と費用のため                                                            | 64,674     |
| 6 植民地大臣部局の給与と費用のため                                                           | 31,249     |
| 7 枢密院部局及び附属部局の給与と費用のため                                                       | 55,885     |
| 8 枢密院商務委員会及び附属部局の給与と費用のため                                                    | 97,390     |
| 9 王璽尚書執務室の給与と費用のため                                                           | 2,739      |
| 10 イングランド及びウエールズの慈善事業監督委員会の給与と費用のため                                          | 17,956     |
| 11 公務員人事委員会の給与と費用のため                                                         | 16,882     |
| 12 謄本保有・開い込み・10分の1税委員会の給与と費用のため                                              | 18,848     |
| 13 開い込み・排水諸法下での前払費用のため                                                       | 10,750     |
| 14 国庫及び会計検査院の給与と費用のため                                                        | 37,533     |
| 15 イングランド及びウエールズ人口調査費用を含め、ロンドンの出生等登記所の給与と費用のため                               | 135,250    |
| 16 イングランド精神異常者委員会の給与と費用のため                                                   | 15,432     |
| 17 鑄造費用を含め、造幣局の給与と費用のため                                                      | 37,375     |
| 18 国債事務所の給与と費用のため                                                            | 21,306     |
| 19 特許法修正法関連の給与と費用のため                                                         | 32,539     |
| 20 ロンドン及びダブリンの支払長官部局の給与と費用のため                                                | 22,166     |
| 21 イングランド救貧法諸法の行政関連の費用のため                                                    | 226,648    |
| 22 イングランド公文書館の給与と費用のため                                                       | 22,823     |
| 23 公共事業貸付委員会及び西インド諸島救済委員会下の施設の給与と費用のため                                       | 4,503      |
| 24 イングランド、ウエールズ、アイルランドでの友愛協会登記官執務室の給与と費用のため                                  | 2,369      |
| 25 政府印刷局の給与と費用を含め、幾つかの公的部局のための文房具、印刷、製本、印刷書籍のため、<br>また2議院のための文房具、印刷、製本、用紙のため | 370,531    |
| 26 木材、森林及び土地収入所及び土地収入記録所の給与と費用のため                                            | 25,961     |
| 27 事業及び公的建築物委員会の給与と費用のため                                                     | 38,741     |
| 28 外務その他機密調査部のため                                                             | 25,000     |
| 29 スコットランド財務府王室収入徴収官事務所の給与と費用、及び以前に世襲収入から支払われた他の費用のため                        | 5,926      |
| 30 スコットランド漁業委員会の給与と費用のため                                                     | 12,817     |
| 31 スコットランド出生等登記所の給与と費用のため                                                    | 31,300     |
| 32 スコットランド精神異常者委員会の給与と費用のため                                                  | 6,003      |
| 33 スコットランド救貧法諸法の行政関連の給与と費用のため                                                | 17,786     |
| 34 アイルランド総督世帯の職員と付添い人の給与及びその他費用のため                                           | 6,231      |
| 35 アイルランド担当大臣のダブリンとロンドンの執務室及び附属部局の給与と費用のため                                   | 26,935     |
| 36 アイルランド境界測量関連費用のため                                                         | 400        |
| 37 アイルランド慈善寄贈・遺贈委員会の給与と費用のため                                                 | 2,293      |
| 38 アイルランド出生等登記所の給与と費用のため、及び農業と移民統計、人口調査の費用のため                                | 36,168     |
| 39 アイルランド救貧法諸法の行政のため                                                         | 102,211    |
| 40 アイルランド公文書館及び政府関係文書保管官の給与と費用のため                                            | 4,564      |
| 41 アイルランド公共事業所の給与と費用のため                                                      | 26,822     |
| 民事、II 款の合計                                                                   | 1,852,536  |

表2(8)別表(B.)—VII部。

## 民事-III款(法と司法)

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うであろうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち:

| No.                                                                                                | 超えない金額 (£) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1 法費用のため、及び大蔵省事項事務弁護士部局での硬貨関連訴訟を含む給与、手当て及び附随費用のため                                                  | 44,310     |
| 2 刑事裁判・少年犯罪者諸法下の判決を含め、以前にカウンティ税から支払われたイングランドの巡回・四季裁判所訴訟、州長官費用、巡回裁判所書記等の給与、及び刑事裁判諸法下の治安書記補償その他費用のため | 201,173    |
| 3 イングランド大法官裁判所の既定費負担でないような給与と費用のため                                                                 | 176,202    |
| 4 イングランド普通法高等法院の既定費負担でないような給与と費用のため                                                                | 60,788     |
| 5 イングランド破産裁判所の既定費負担でないような給与と費用のため                                                                  | 63,777     |
| 6 州裁判所の給与と費用のため                                                                                    | 414,706    |
| 7 イングランド検認・離婚・婚姻原因裁判所の給与と費用のため                                                                     | 91,977     |
| 8 イングランド海事高等法院の補助裁判官・執行官室の給与と費用のため                                                                 | 13,160     |
| 9 土地登記所の給与と附随費用のため                                                                                 | 5,310      |
| 10 ロンドンヒシアネスの警察裁判所の給与と費用のため                                                                        | 19,726     |
| 11 首都警察の給与と費用及び旧騎馬・徒歩巡査の退職年金のため                                                                    | 222,470    |
| 12 イングランド・ウエールズのバラとカウンティ警察及びスコットランド警察のため                                                           | 312,500    |
| 13 イングランドと植民地の既決囚施設の監督のため、及び既決囚維持のため                                                               | 497,332    |
| 14 カウンティ・バラ刑務所の囚人、矯正院・授産学校の少年犯罪者及びグレートブリテンの民間精神病院の刑事精神異常者の維持のため                                    | 326,980    |
| 15 イングランドのプロードムア刑事精神異常者病院の刑事精神異常者の維持のため                                                            | 33,710     |
| 16 イングランドの種々の法費用のため                                                                                | 20,350     |
| 17 スコットランドの刑事手続き関連の給与と附随費用のため                                                                      | 73,675     |
| 18 スコットランド裁判所職員給与と費用のため                                                                            | 56,267     |
| 19 エディンバラの一般登記所の給与と費用のため                                                                           | 30,240     |
| 20 スコットランド刑務所維持のため、パスとエアの刑務所囚人の維持のため、及び司法統計部局のため                                                   | 24,987     |
| 21 アイルランド刑事訴訟費用その他費用のため                                                                            | 77,903     |
| 22 アイルランド大法官裁判所の既定費負担でないような給与と費用のため                                                                | 44,503     |
| 23 アイルランド普通法高等法院の既定費負担でないような給与と費用のため                                                               | 29,377     |
| 24 アイルランド破産・債務超過裁判所の給与と附随費用のため                                                                     | 8,570      |
| 25 アイルランド土地所領裁判所の給与と費用のため                                                                          | 12,721     |
| 26 アイルランド検認裁判所及び地区登記所の給与と費用のため                                                                     | 11,426     |
| 27 アイルランド海事裁判所登記所の給与と費用のため                                                                         | 2,090      |
| 28 アイルランド証書記録所の給与と費用のため                                                                            | 15,408     |
| 29 アイルランド判決登記所の給与と費用のため                                                                            | 3,066      |
| 30 ダブリンの警察委員会の給与、及び警察裁判所と市警察の費用のため                                                                 | 98,173     |
| 31 アイルランドの警察隊のため                                                                                   | 918,260    |
| 32 アイルランドの政府刑務所の監督・査察、常習犯記録所、及び政府刑務所の囚人維持のため                                                       | 46,500     |
| 33 アイルランドのカウンティ・バラ刑務所の囚人維持、及び矯正院・授産学校の費用のため                                                        | 52,223     |
| 34 アイルランドのDundrum 刑事精神異常者病院での刑事精神異常者の給与と費用のため                                                      | 5,550      |
| 35 ダブリンのアイルランド最高法院王座部監獄の給与と費用のため                                                                   | 2,480      |
| 36 アイルランドの種々の法費用のため                                                                                | 8,770      |
| 民事, III 款の合計                                                                                       | 4,026,660  |

表2(9)別表(B.)—VIII部。

## 民事-IV款(教育、科学及び芸術)

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うであろうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち:

| No.                                                       | 超えない金額 (£) |
|-----------------------------------------------------------|------------|
| 1 グレートブリテンの公的教育のため                                        | 1,458,402  |
| 2 科学芸術部局及び関連施設の給与と費用のため                                   | 233,179    |
| 3 大英博物館の給与と費用のため                                          | 97,969     |
| 4 ロンドンの国立絵画館の給与と費用のため                                     | 6,148      |
| 5 国立肖像画美術館の設立に関連する給与と費用のため                                | 2,000      |
| 6 グレートブリテンの学識諸団体の費用への補助金のため                               | 12,450     |
| 7 ロンドン大学のため                                               | 9,642      |
| 8 寄付学校委員会の給与と費用のため                                        | 14,747     |
| 9 スコットランド諸大学への補助金のため                                      | 18,880     |
| 10 連合条約下の相当物履行上、スコットランド製造業委員会への年金、及びTorrie コレクション展示その他のため | 2,100      |
| 11 アイルランドの国民教育委員会下の公的教育のため                                | 416,825    |
| 12 アイルランドの教育委員会の費用のため                                     | 695        |
| 13 アイルランド国立絵画館の給与と費用、及び絵画購入のため                            | 2,340      |
| 14 アイルランド・アカデミーのため                                        | 1,684      |
| 15 アイルランドのクイーンズ大学のため                                      | 3,703      |
| 16 アイルランドのクイーンズカレッジのため                                    | 4,263      |
| 民事, IV 款の合計                                               | 2,285,027  |

表2 (10) 別表(B.) — IX 部。  
民事-V 款 (植民地, 領事館その他外交)

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うであろうところの, ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表, すなわち:

| No.                                    | 超えない金額 (£) |
|----------------------------------------|------------|
| 1 海外大使館及び公館の費用のため                      | 215,876    |
| 2 海外領事館施設, 及び領事館議定費負担のその他費用のため         | 268,179    |
| 3 総督等の給与と手当て, 及び一定植民地のその他の費用のため        | 63,564     |
| 4 オレンジ川条約 (喜望峰) の負担及びセントヘレナ島のため        | 3,968      |
| 5 奴隷取引禁止のため諸外国との条約下に設立した混成委員会の給与と費用のため | 1,780      |
| 6 船舶助成金・奴隷助成金, 及び解放アフリカ部局の費用のため        | 18,702     |
| 7 王国の異なる港での移民委員会と移民職員, 及びその他の移民関連費用のため | 9,745      |
| 8 インドからフランス植民地へのクーリーの移民関連費用のため         | 950        |
| 9 大蔵省金庫のため                             | 100,000    |
| 民事, V 款の合計                             | 592,764    |

表2 (11) 別表(B.) — X 部。  
民事-VI 款 (退職年金・退職手当, 及び慈善その他の目的のための賜金)

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うであろうところの, ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表, すなわち:

| No.                                                      | 超えない金額 (£) |
|----------------------------------------------------------|------------|
| 1 以前の国務雇用者への退職年金と退職手当のため                                 | 387,972    |
| 2 商船隊員基金法下の商船の雇用者と船員, その寡婦・子供への年金, 及び旧商船隊員基金受託団職員への補償のため | 45,410     |
| 3 海外遭難イギリス船員の救済のため                                       | 35,400     |
| 4 アイルランドの一定病院・診療所の援助のため                                  | 19,033     |
| 5 グレートブリテンの種々の慈善その他手当てのため                                | 6,363      |
| 6 アイルランドの種々の慈善その他手当てのため                                  | 6,235      |
| 民事, VI 款の合計                                              | 500,413    |

表2 (12) 別表(B.) — XI 部。  
民事-VII 款 (雑)

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うであろうところの, ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表, すなわち:

| No.                                  | 超えない金額 (£) |
|--------------------------------------|------------|
| 1 一時的委員会の給与と附随費用のため                  | 18,442     |
| 2 互惠条約下にイギリスと海外の船舶によって支払われる差額の支払いのため | 46,147     |
| 3 アイルランドの亜麻栽培奨励のため                   | 1,000      |
| 4 種々の費用のため                           | 4,295      |
| 民事, VII 款の合計                         | 69,884     |

表2 (13) 別表(B.) — XII 部。  
収入諸部局

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うであろうところの, ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表, すなわち:

| No.                                           | 超えない金額 (£) |
|-----------------------------------------------|------------|
| 1 関税部局の給与と費用のために                              | 979,888    |
| 2 内国収入部局の給与と費用のために                            | 1,625,625  |
| 3 郵便業務の給与と費用, 及び郵便貯蓄銀行, 政府年金・保険, 郵便収入徴収の費用のため | 2,470,355  |
| 4 郵便小包業務のため                                   | 1,148,387  |
| 5 郵便電信業務の給与と費用のため                             | 420,000    |
| 収入諸部局, 合計                                     | 6,644,255  |

表2 (14) 別表(B.) — XIII 部。  
国庫債券

1872年3月31日に終わる年度の間に満期となるであろう国庫債券を償還するため

700,000

表2 (15) 別表(B.) — XIV 部。  
Greenwich 病院と学校

Greenwich 病院と学校の費用を支払うため, 1872年3月31日に終わる年度の間の前払

140,867

表3 『1872年3月31日に終わる1871-72会計年度について、グレートブリテン及びアイルランド連合王国の国庫決算書』

表3 (1) 『1871-72会計年度について、グレートブリテン及びアイルランド連合王国の国庫決算書』の目次

- I. 国庫受取と支出全体の決算書、年度の始めと終りの国庫残高とともに
- II. 国庫受取の詳細な明細書、種々の収入項目下に
- III. 国庫支出の詳細な明細書、種々の支出項目下に
- IV. その他の明細書：  
 その他の明細書：  
 有基債と無基債の元本と費用、及び年度起債あるいは償還額  
 国庫支出金の貸付による前払の詳細

表3 (2) 1871-72年度における公的収入と支出、及びその他の国庫受取と支払：

1872年3月31日に終る年度に国庫受取と支払の全体、及び年度開始と終了時の国庫残高を示す現金勘定

| 公的収入とその他受取の項目        | 金額(£)            | 公的支出とその他支払の項目     | 金額(£)             |
|----------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| [ I ] 1871年4月1日の国庫残高 |                  | [ I ] 既定費のための支払   |                   |
| イングリッド銀行             | 5,678,914        | 有基債利子             | 21,947,385        |
| アイルランド銀行             | 1,344,520        | 国債管理費             | 209,566           |
|                      | <u>7,023,435</u> | 有期年金              | 4,512,706         |
|                      |                  | 無基債利子             | <u>169,943</u>    |
|                      |                  | 王室費               | 406,238           |
|                      |                  | 年金                | 304,879           |
|                      |                  | 給与及び手当            | 103,320           |
|                      |                  | 裁判所               | 649,200           |
|                      |                  | 雑役務(通常)           | 282,966           |
|                      |                  | 電信減債基金            | <u>50,869</u>     |
|                      |                  |                   | 26,839,601        |
| [ I.I ] 国庫受取の収入      |                  | [ I.I ] 既定費のための支払 |                   |
| 関税                   | 20,326,000       | 陸軍費               | 15,861,580        |
| 消費税                  | 23,326,000       | 海軍費               | 9,900,486         |
| 印紙税                  | 9,772,000        | 信用既定費 (欧州での戦争)    | 101,096           |
| 地租及び家屋税              | 2,330,000        |                   | <u>25,863,162</u> |
| 所得税                  | 9,084,000        | 種々民事費             | 10,362,818        |
| 郵便局                  | 4,680,000        | 税関及び内国税収入部局       | 2,578,093         |
| 電信事業                 | 755,000          | 郵便局               | 2,455,691         |
| 王領地(純収入)             | 375,000          | 電信事業              | 454,477           |
| 雑収入                  | <u>4,060,314</u> | 郵便小包事業            | <u>1,138,700</u>  |
|                      | 74,708,314       |                   | <u>42,852,943</u> |
|                      |                  | 総通常支出             | <u>71,490,020</u> |

|                                                                                                                                                         |                                                                                                       |                                                                                        |                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| <p>[III] その他の国庫受取<br/>事業債起債による調達金<br/>防衛工事費のための年金創設による調達金</p>                                                                                           | <p>370,000</p>                                                                                        | <p>[III] 防衛工事費(有期年金<br/>調達金からの支払)<br/>総支出(防衛工事費含む)</p>                                 | <p>370,000<br/><u>71,860,020</u></p>                                      |
| <p>国庫金貸付の返済<br/>地金購入のため<br/>公共事業・改善等のため<br/>サルデーニャ貸付利子・減債基金</p>                                                                                         | <p>900,000<br/>1,407,079<br/><u>80,000</u></p>                                                        | <p>[IV] その他の国庫支払<br/>国庫金貸付<br/>硬貨用地金購入のため<br/>公共事業・改善等のため</p>                          | <p>900,000<br/>703,443<br/><u>1,603,443</u></p>                           |
| <p>議定費前払の返済<br/>Greenwich病院のため</p>                                                                                                                      | <p>138,991</p>                                                                                        | <p>議定費前払<br/>Greenwich病院のため<br/>有基債の償却<br/>(1866年法[16条]による) 余剰歳入<br/>から有基債償却への適用金額</p> | <p>138,991<br/><u>746,812</u></p>                                         |
| <p>国庫証券(無基債)発行</p>                                                                                                                                      | <p>5,123,200</p>                                                                                      | <p>無基債の償却<br/>国庫証券の新証券との交換<br/>国庫証券の金額での償却<br/>国庫債券の償却</p>                             | <p>5,123,200<br/>235,900<br/><u>700,000</u><br/><u>6,059,100</u></p>      |
| <p>一時的立替金の受取<br/>財源立替の借入(1871年割当法[2条])<br/>(1866年法[12条]による)国庫金不足の<br/>ための借入で、受取:<br/>1871年9月30日に終わる四半期<br/>1871年12月31日に終わる四半期<br/>1872年3月31日に終わる四半期</p> | <p>1,000,000<br/>1,800,000<br/>1,300,000<br/>1,700,000<br/><u>5,800,000</u><br/><u>95,551,020</u></p> | <p>一時的立替金の返済<br/>財源立替の借入金返済<br/>国庫金不足のための借入金返済</p>                                     | <p>1,000,000<br/>4,800,000<br/><u>5,800,000</u></p>                       |
|                                                                                                                                                         |                                                                                                       | <p>[V] 1872年3月31日の国庫残高<br/>イングランド銀行<br/>アイルランド銀行</p>                                   | <p>7,706,923<br/>1,635,728<br/><u>9,342,652</u><br/><u>95,551,020</u></p> |

[Finance Accounts of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, for the Financial Year 1871-72, ended 31st March 1872, 1872, pp. 8-9. より作成。]

